

鳥取県告示第641号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年11月11日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
アメニティ株式会社	居宅介護支援事業所まほろば	東伯郡琴浦町大字赤碕1840 - 7	平成23年11月6日